

東京社会保険協会

社会保険新報

12

DECEMBER

平成28年/No.794

けやき坂のクリスマスイルミネーション（港区六本木）




目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・ 傷病手当金を受けられます／2～3
 - ・ 平成29年1月から、マイナンバー（個人番号）の利用を開始します／3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・ 社会保障協定について／4～5
 - ・ 源泉徴収票の送付について／5
 - ・ 年末年始の休業日のご案内／5
 - ・ 国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・ 平成28年度の健診の予約・受診はお済みですか？／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・ 会員事業所限定40歳代からのライフプランセミナー／7
- すいそう
 - ・ 東西南北／8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

病気やけがのために 会社を休んだときは 傷病手当金を受けられます

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主からの給与の支払いがない場合に支給されます。

支給要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 業務外の病気やけがで療養していることから、仕事に就くことができずに休んでいること。 (業務上の病気やけがは対象となりません。) ② 連続する3日間を含み、仕事に4日以上就けなかったこと。 ③ 休んだ期間について、事業主からの給与の支払いがないこと。 	
-------------	---	---

1日あたりの支給額	<p>支給開始日の属する月以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × $\frac{2}{3}$</p> <p>※支給開始日以前の被保険者期間が12か月に満たない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額 ● 28万円(当該年度の前年度(平成27年)9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額) <p style="text-align: right;">どちらか少ないほうの額を使用して計算します。</p>
------------------	--

申請手続き

「健康保険傷病手当金支給申請書」に、**事業主の証明と医師の意見書の記入**を受けて、協会けんぽ東京支部へ提出してください。

添付書類 複数の条件に当てはまる場合は、それぞれの添付書類が必要です。

当てはまる条件		添付書類
障害厚生年金の支給を受けている方 または 退職後に老齢退職年金の支給を受けている方	年金額の改定なし	「年金証書」のコピー
けが(負傷)が原因で申請する場合	年金額の改定あり	「年金証書」と「年金額改定通知書」のコピー
加害者がいる場合		「健康保険負傷原因届」 「第三者行為による傷病届」

事業所担当者の皆様へお願い

「健康保険傷病手当金支給申請書」の事業主証明欄の記入を求められた場合は、すみやかに証明をお願いします。また、給与を支払った場合、賃金内訳欄には、日給/時間給/欠勤控除等の計算方法をできるだけ詳しく記入してください。ご協力をお願いします。

Point

療養のため仕事に就けなかった日ごとにその翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。早めの申請をお願いします。

傷病手当金 Q&A

Q1 支給開始日の属する月以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の平均が28万円で、休んだ期間中は給与の支払いがなく、5月1日~5月31日の31日間申請した場合、支給額はいくらですか？

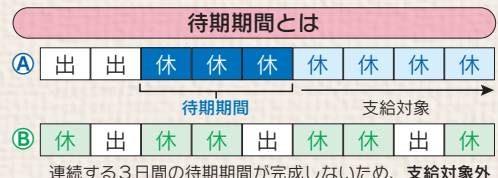
A1 【計算方法】標準報酬月額の平均が28万円の日額(9,330円)の3分の2は、6,220円(=1日あたりの支給額)となります。
6,220円 × (31日 - 3日(待定期間)) = 174,160円が支給されます。

Q2 どのくらいの期間、支給されるのですか？

A2 同一の傷病(関連する傷病を含みます。)について、**支給を開始した日から最長1年6か月間**です。この1年6か月間は暦のうえで計算した期間であって、実際に受給できる期間ではありません。例えば、途中で復職し受給していない期間があっても、支給開始日から1年6か月後に受給期間が満了します。

Q3 支給要件の②「連続する3日間を含み、仕事に4日以上就けなかったこと」とは、具体的にどういう意味ですか？

A3 傷病手当金は、療養のため仕事に就けなかった日から最初の連続する3日間は支給されず、4日目以降から支給されます。この連続する3日間を待定期間といいます。右図の下段②のように、連続する3日間がなく、待定期間が完成しない場合は、傷病手当金は支給されません。なお、申請する際は、待定期間を含めて申請してください。



協会けんぽ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

Q4 待期間中は、公休日や有給休暇を取得した日が含まれてもよいのですか？

A4 療養のため仕事に就けなかったと認められる期間内であれば、公休日や有給休暇を取得した日であっても待期間中に算入できます。例えば、仕事に就けなかった日から最初の連続した3日間を有給休暇とし、4日目以降を欠勤扱いとしても差し支えありません。

Q5 病気療養のため、会社を長期間休むことになりました。どのようなサイクルで傷病手当金を申請すればよいですか？

A5 給与の支払いの有無についての事業主の証明が必要になります。
1か月単位で給与の締切日ごとに申請されることをお勧めします。

資格喪失後の継続給付

Q6 傷病手当金を受給していましたが、会社を退職することになりました。引き続き療養のため仕事に就くことができません。退職後の期間についても、傷病手当金を申請できますか？

A6 次の2点を満たして、退職後も引き続き療養のため仕事に就けない場合は、傷病手当金を申請できます。
・退職日までに継続して1年以上の被保険者期間（任意継続被保険者の期間を除きます。）があること。
・退職日に傷病手当金を受給しているか、受給できる要件を満たしていること。また、退職日に出勤していないこと。
退職日まで有給休暇を取得した場合でも、退職日を含む期間の申請が必要です。

Q7 退職後も健康保険を任意継続すれば、引き続き傷病手当金を申請できますか？

A7 健康保険の任意継続には、傷病手当金の制度はありません。退職後は、国民健康保険等、どの健康保険制度に加入しても、上記 **A6** の要件を満たしていれば、引き続き申請できます。

他の給付を受けていると、傷病手当金の支給額が調整されます

同一または関連する傷病による障害厚生年金（障害手当金を含みます。）が支給されるとき

傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、その支給を受けた日以降の傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するまで、傷病手当金は支給されません。

老齢年金等が支給されるとき

退職後の傷病手当金（資格喪失後の継続給付）は、老齢厚生年金、老齢基礎年金、退職共済年金等が支給される場合（さかのぼって支給される場合を含みます。）、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金等の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

出産手当金が支給されるとき

傷病手当金の額が出産手当金より多い場合は、その差額が支給されます。

ハローワークの失業手当を申請するとき

失業手当を申請するということは、いつでも仕事に就ける状態であると考えられるため、傷病手当金は申請できません。

平成29年1月から、マイナンバー（個人番号）の利用を開始します

協会けんぽでは、平成29年1月から、各申請書にマイナンバー欄の追加を行います。

マイナンバー Q&A

Q 従業員（被保険者）のマイナンバーの提出は必要ですか？

A 皆様のマイナンバーは、原則として、日本年金機構等から提供されます。事業主の皆様から、従業員やその家族のマイナンバーを協会けんぽに提出していただく必要は、原則ありません。

Q マイナンバーは、どんなときに利用されるのですか？

A 高額療養費などの給付を申請する際、加入者ご本人（被保険者）が非課税かどうかを確認するため、所得証明書の添付をお願いしていますが、平成29年7月から、加入者ご本人（被保険者）からの申し出があれば、マイナンバーを利用して、添付の省略を可能とする予定です。

所得証明書の添付が省略可能となる予定の申請

- 高額療養費の申請
- 高額介護合算療養費の申請
- 基準収入額適用申請
- 食事および生活療養標準負担額の減額申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

協会けんぽ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで



社会保障協定について

国際的交流の活発化により、企業から派遣されて海外で働く人や海外で生活する人が、年々増加しています。

海外で働く場合は、**働いている国の社会保障制度への加入**が必要となり、日本の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や外国の年金を受け取るためには、一定の期間はその国の年金に加入しなければならない場合があり、そのために、日本は諸外国と**社会保障協定を締結**しています。

社会保障協定の締結の目的

保険料の二重負担防止	保険料の二重負担を防止するため、加入するべき制度を2国間で調整する。
年金加入期間の通算	日本の年金制度に加入していた期間を協定相手国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする。

各国との社会保障協定の発効状況

平成28年10月現在、日本は19か国と社会保障協定を署名し、うち16か国分が発効しています。締結の目的である、保険料の二重負担防止と年金加入期間の通算は、**日本とこれらの国の間でのみ有効**となりますので、ご注意ください。ただし、イギリス、韓国、イタリアとの協定は、保険料の二重負担防止についてのみです。

協定が発効済みの国	ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ スペイン アイルランド ブラジル スイス ハンガリー インド
署名済み未発効の国	イタリア ルクセンブルク フィリピン

日本の年金制度への加入者が協定相手国で働く場合の社会保障制度と手続き

社会保障協定の内容は、協定相手国の社会保障制度の内容に応じて、その取り扱いが異なる場合があります。

日本の年金制度への加入者が協定相手国で働く場合に加入すべき社会保障制度

就労状況および派遣期間	加入する社会保障制度	
日本の事業所からの派遣	5年以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保障制度
	上記の派遣者の派遣期間が、予見できない事情により、5年を超える場合	原則は協定相手国の社会保障制度だが、両国の合意が得られた場合には日本の社会保障制度
	5年を超えると見込まれる長期派遣	協定相手国の社会保障制度
協定相手国での現地採用	協定相手国の社会保障制度	

日本の年金制度への加入者が協定相手国で働く場合の手続き

日本の年金制度への加入者が一時的に協定相手国に派遣される場合

日本の年金制度への加入者が一時的に日本から協定相手国に派遣されて就労する場合、協定相手国の社会保障制度への加入を免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

- 1 日本の適用事業所の事業主が年金事務所に「適用証明書交付申請書」を提出
- 2 審査の結果、申請が認められた場合、「適用証明書」を交付
- 3 派遣された被保険者は、協定相手国内の事業所に「適用証明書」を提出

●審査の結果、申請が認められなかった場合は、協定相手国の社会保障制度に加入することになります。

●「適用証明書交付申請書」は、協定相手国によって様式が異なります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

●協定相手国の規定により、協定相手国の実施機関から求められた場合は、「適用証明書」を提示または提出してください。

当初の**一時派遣期間の予定を延長**して協定相手国で就労する必要がある場合は、事業主が年金事務所に「**適用証明書期間継続・延長申請書**」を提出してください。

審査の結果、申請が認められた場合には、新しい「適用証明書」が交付されます。

■「適用証明書」を紛失・き損または記載内容に変更があった場合には、「適用証明書再交付申請書」を提出してください。



協定相手国の社会保障制度にのみ加入する場合

長期（5年を超える期間）に日本から協定相手国に派遣されて就労するなど、厚生年金保険および健康保険の被保険者が協定相手国の社会保障制度にのみ加入する場合は、**日本の適用事業所の事業主が厚生年金保険および健康保険の「被保険者資格喪失届」を年金事務所に提出**してください。この場合、「被保険者資格喪失届」に、協定相手国の社会保障制度に加入したことがわかる書類を提示してください。

国民年金および国民健康保険の被保険者で、協定相手国で長期にわたり自営活動をする、または、協定相手国内の事業所等で現地採用となる場合は、**被保険者本人が国民年金および国民健康保険の「被保険者資格喪失届」を住所地の市区町村に提出**してください。この場合、「被保険者資格喪失届」に、協定相手国の社会保障制度に加入したことがわかる書類を提示してください。

社会保障協定の取り扱いおよび手続きについては、日本年金機構ホームページでご確認ください。

源泉徴収票の送付について

日本年金機構では、平成28年中に、厚生年金保険および国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方に、平成28年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成28年分 公的年金等の源泉徴収票」を、平成29年1月中旬より順次発送します。

「公的年金等の源泉徴収票」は、**所得税および復興特別所得税の確定申告**（住所地を管轄する税務署で受付ます。）の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

確定申告が必要な方	2か所以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出している方、年金以外に給与所得がある方など
死亡された方の源泉徴収票	「死亡届」を提出された遺族に対し、2か月程度で「源泉徴収票（準確定申告用）」を送付

年末年始の休業日のご案内

各年金事務所・事務センター・街角の年金相談センターは、**12月29日（木）から1月3日（火）まで休業日**となります。電話でのお問い合わせへの対応も休業となります。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

国民年金ひとことメモ

国民年金保険料の後納制度

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れ（納付・免除以外）がある方は、申し込みにより、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができます。

- 過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間。【例】平成23年7月分 → 平成28年7月末まで納付可能。

後納制度を利用するメリット

- 納め忘れの期間（納付・免除以外）の国民年金保険料を納めることにより、**年金の受給資格**を得られる場合があります。

●**将来受け取る年金額が増額します** 1か月分の国民年金保険料を後納することにより、増額する老齢基礎年金額の目安

780,100円（平成28年4月時点の満額の年金額） ÷ 年額で**1,625円増額** ※年金額については変更になる場合があります。

480か月（40年×12か月）

後納制度を利用できる方 ※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方はお申し込みできません。

- ① 20歳以上60歳未満で、過去5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満で、①の期間のほかに任意加入中に納め忘れの期間（納付・免除以外）がある方
- ③ 65歳以上で、年金の受給資格がなく、任意加入中の方 など

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ ナビダイヤル **0570-011-050**

受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ●月曜日 8時30分～19時 ●火曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ●第2土曜日 9時30分～16時 	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日が祝日の場合は、翌開所日の19時まで利用できます。 ・祝日（第2土曜日を除く）と12月29日～1月3日は利用できません。 ・050から始まる電話を利用の場合は、03-6731-2015にお電話ください。 ・お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
-------------	---	--

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

平成28年度の健診の予約・受診はお済みですか？

今年度の健診がお済みでない方は、フィオーレ健診クリニックへご予約ください。

全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者の皆様

平成29年3月未まで受診できます！ 任意継続被保険者の方も同様です。

- **生活習慣病予防健診（一般健診）** 総額18,522円（税込）のところ **受診者負担 7,038円**（税込）
受診対象者：平成28年度に35歳以上74歳以下の被保険者の方（75歳になる方は誕生日の前日まで）
- **付加健診** 総額27,950円（税込）のところ **受診者負担 11,752円**（税込）
受診対象者：平成28年度に40歳・50歳になる被保険者の方

フィオーレ健診クリニックのオリジナルコース

■ **生活習慣病予防健診（一般健診）** 対象の方で、より詳しい検査をご希望の方

- **差額人間ドックA** 総額27,950円（税込）のところ **受診者負担 16,466円**（税込）
- **差額人間ドックB** 総額34,560円（税込）のところ **受診者負担 23,076円**（税込）
- **差額人間ドックC（付加健診対象の方）** 総額34,560円（税込）のところ **受診者負担 18,362円**（税込）

付加健診、差額人間ドック
を受診された方には…

- ◆ 健診当日、医師による結果説明をいたします（土曜日を除く）。
- ◆ 健診終了後、お食事券（グルメカード）と周辺の『お食事処のご案内』を差し上げます。

検査項目については、<http://www.k-fiore.jp/checkup/doc/index.html> をご覧ください。

■ **35歳未満の被保険者の方**

- **若年層健診PLUS** 19,440円（税込） ● **若年層健診** 9,720円（税込）

検査項目については、<http://www.k-fiore.jp/checkup/jyakunen/index.html> をご覧ください。

全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の被扶養者（40歳以上74歳以下）の皆様

- **特定健診（特定健康診査）** 総額7,020円（税込）のところ **受診者負担 500円**（税込）
受診対象者：平成28年度に40歳以上74歳以下の被扶養者の方で、「特定健康診査受診券」をお持ちの方
「特定健康診査受診券」をお持ちでない方は、協会けんぽに発行の申請を行ってください。

フィオーレ健診クリニックのオリジナルコース

- **特定健診PLUS ①** 12,920円（税込） ● **特定健診PLUS ②** 4,280円（税込）

検査項目については、<http://www.k-fiore.jp/checkup/tokutei/index.html> をご覧ください。

健康保険組合にご加入の皆様

健康保険組合ごとに**健康診断のコース・受診期間・料金が異なります**。ご確認のうえ、お申し込みください。

自費で受診される皆様

- **生活習慣病健診 ①** 19,440円（税込） ● **生活習慣病健診 ②** 10,800円（税込） ● **人間ドック** 37,800円（税込）

検査項目については、<http://www.k-fiore.jp/checkup/kokuho/index.html> をご覧ください。

次号（1月号）は、アレルギー検査 についてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2 副都心線 出口 から徒歩 1 分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



東京社会保険協会 からのお知らせ

会員事業所限定 40歳代からのライフプランセミナー

会員事業所の被保険者とその配偶者を対象に、来年2月に開催するセミナーの受講者を募集します。
 会員事業所限定のセミナーのため、非会員事業所の皆様には、ご応募いただけません。

開催日時等	定員・応募締切日・費用・対象者	概要
平成29年2月22日（水） 【時間】 13時30分～16時30分 【講師】 (一財)地域社会ライフプラン協会 ファイナンシャルプランナー 【メール申し込みURL】 https://fofa.jp/tosyaky/a.p/191/	【定員】 100名 【応募締切日】 平成29年1月13日（金） 必着 【費用】 受講当日2,000円（1名） 【対象者】 協会会員事業所に勤務する40歳代 の被保険者およびその配偶者 *対象となる年代（40歳代）以外の方も、お申し込み いただけます。	ゆとりある退職後の暮らしは、早めの生活 設計から！ 給与、退職金、公的年金などの 収入と、社会保険料の負担や住まいの管理 など、生活設計の基本について解説します。 カリキュラム（予定） 13時30分～14時30分 ● 早めに退職後の生活設計を考えよう 14時40分～16時30分 ● 年金受給額と生命保険のバランス ● ライフプラン表の作成

応募方法

受講を希望される方は、**メール** または **郵送** の2通りの方法でお申し込みいただけます。
 応募者多数の場合は抽選とします。

✉ メールによる申し込み

本会ホームページまたは**メール申し込みURL**にアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力し、お申し込みください。
 応募結果等は、締切後4週間程度で、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。
 お申し込みは、**1つのメールアドレスにつき1名**とします。

〒 郵送による申し込み

本ページの参加申込書を印刷して、必要事項を記入し、**82円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記）**を同封して、お申し込みください。
 なお、**会員番号を記入または平成28年度協会費払込受領証のコピーを貼付**してください。
 応募結果等は、締切後4週間程度でお知らせします。

返信用封筒（申し込み人数分）をお忘れなく

会場および地図

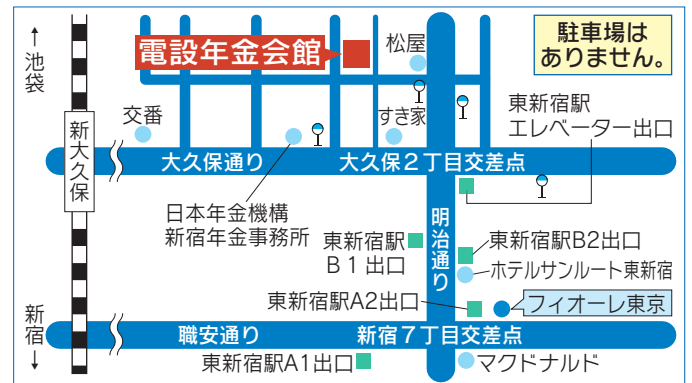
電設年金会館（東京都電設工業厚生年金基金会館）

● 新宿区大久保2-8-3

〈交通〉

- JR山手線 新大久保駅から徒歩10分
- 都営大江戸線 東新宿駅A1・A2出口から徒歩10分
- 東京メトロ副都心線 東新宿駅B1・B2・エレベーター出口から徒歩5分

※東新宿駅の出口は、すべて地下で通じています。



お申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 一般財団法人東京社会保険協会 講習会 **ライフプラン** 係 TEL 03-5292-3596

会員事業所限定「40歳代からのライフプランセミナー」参加申込書

ふりがな		年齢	性別	協会費払込受領証貼付欄
参加者氏名		歳代	男・女	
事業所名		※平成28年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。		
会員番号				
事業所所在地	〒	(事業所・個人)		
連絡先電話番号				
健康保険の種類 (○で囲んでください。)	全国健康保険協会（協会けんぽ）	健康保険組合	その他	左に会員番号を記入していただくか、金融機関等の受領印のある平成28年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用しません。

※返信用封筒が同封されていない等、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。



未完成狂想曲 — 五輪 —

『社会保険新報』編集委員長 真屋 尚生



今年2016年夏、第31回リオ・デ・ジャネイロ五輪競技大会での日本「選手」の活躍は目覚ましく、連日大きく報道された。終わってみれば、ドーピング違反による多くのロシア選手の不参加もあり、日本「選手」のメダル獲得総

数は過去最高に達した。五輪に続くパラリンピックでも日本「選手」が躍動し、多くの日本人の心を揺さぶった。でもねえ、観戦も含め、この種の行事に直接参加できるのは、ほんの一握りの人たちだけだし、私はスポーツ嫌いではないが、みんながみんなスポーツ好きというわけでもない。

五輪に出場するほどの選手の大半は、今やスポーツを職業とする事実上のプロ〔フェッショナル〕という過言でなく、オリンピック運動の創始者ピエール・ド・クーベルタン男爵がオリンピックの理念として唱えた、スポーツを通じての金銭的報酬を禁止し排除する、アマチュアリズムとは無縁の存在となっている。少なくとも私にはそのように見えるが、それが必ずしも悪いわけではない。

だが私は、国家行事化し、政治利用されている五輪に、熱くなることができない。

1世紀を超える歴史を有する近代五輪競技大会は、この間に、その性格を大きく変えてきた。それでも、五輪憲章（2015年8月2日から有効）が掲げる7項目の「オリンピズムの根本原則」では、「人間の尊厳」と「人類の調和のとれた発展」がうたわれているが、「国家」の繁栄とか名誉などの文字は、どこにも見られない。それどころか、次のように「国家」の介入を排しているように思われる。「オリンピック憲章の定める権利および自由は……政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ……などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」

ところが、なぜか現実はまだ違う。リオ五輪日本代表選手団団長は、元スケート選手の前歴が売り(?)の族議員。首相と都知事は、政策課題山積の最中に競技とは無関係な閉会式への公務(?)出張。東京五輪・パラリンピック競技大会組織委員会会長は、傘寿目前にして意気衝天(?)の元首相。数え上げれば、きりがなし。複雑怪奇にして単純明快! 金と政治が怪しくからむ五輪。2020年の東京五輪のエンブレムや競技場設計などをめぐる不明朗な話題は、フェア・プレイの精神からはほど遠く、海外のメディアは、東京五輪を「The Yakuza Olympics」と報じている。

本音をいえば、東京五輪を中止して、社会保障に金を回してほしいところだが、まず無理だろうから、せめて組織と運営だけでも透明性の高い公明正大なものに一新してほしい。

2004年のアテネ五輪の前後1年あまりをイギリスで過ごしていたとき、私は、イギリスの市民社会としての成熟度の高さを、あらためて実感した。2004年8月22日午後（日本時間23日深夜）、私はアテネ五輪女子マラソンをテレビ観戦していた。優勝候補の筆頭は、当時の世界記録保持者でイギリス期待のポーラ・ラドクリフ選手。その彼女が、35-36キロメートル地点で4位に落ち、金メダルどころか銅メダルも絶望的になった。優勝は日本の野口みずき選手。とても興味深かったのは、ここからである。

競技翌日のイギリスの新聞の第1面は、高級紙・大衆紙ともに、ほとんどすべて、途中でレースを棄権したラドクリフに関する記事で、彼女が取り乱し、路端で泣き崩れている大きな写真が付いていた。

その一方で、優勝した野口についての記事は実に簡単なもので、彼女の記録がラドクリフのもつ世界記録より10分以上遅かったことを伝えるだけ。どの新聞の記事も解説も、ラドクリフの敗因は「暑さ」という点で、ほぼ一致しており、イギリス人を含む北ヨーロッパ人は、暑い時期・土地でのレースには、少々の練習を積んで臨んでも、体質的・人種的に勝てない、という専門家の意見が紹介されていた。

もっと印象的だったのが次の論点である。彼女が「つぶれたこと」には比較的同情的な論調が多かったのに対し、「つぶれ方」に対しては手厳しい見方が多かった。とりわけ、感情を制御できず、人前で涙を見せ、取り乱した姿をさらしたことが、イギリス人の美意識に反したようで、容赦のない批判が紙面をにぎわした。世界記録保持者であり、イギリスの期待を担っていた彼女は、レースに敗れても、マラソンの女王らしい態度を保持すべきであった。

その一方で、これまでも、世界記録保持者として、五輪に出場したイギリス選手が、何人も期待を裏切る結果しか出せなかったことなどを取り上げ、彼女もイギリス人好みの悲劇の英雄（英雄？）になりそうだと、といった論調も目立った。

広告主と権力に弱い日本のメディアに学んでほしかったのが、現代五輪の本質をうかつ競技時間に関する記事だった。アテネの気温・天候を考えると、マラソンなどは、気温が低い朝行つべきであり、通常は、こうした点への配慮がなされるが、昨今の五輪では、テレビ中継放送との関係で、大口のスポンサーが多いアメリカで視聴率を稼ぐことができる時間帯に、競技を行うことになる。五輪が商業化すると、競技の特性や選手の健康などより、ビジネスの論理が優先される。それで選手の懐も潤う。

ローマでのアベベ・ビキラ選手の裸足の快走に世界が驚愕し、東京での東洋の魔女たちの回転レシーブに日本が沸きかえった時代とは違う。少し覚めた目で、東京五輪を楽しんではどうだろう。ちなみに、ときどき頭の体操はするが、交通費節約と地球環境保全のために歩く以外、運動は一切しないので、好きなものを飲み食いし、万事にこだわらないのが、目下の私の健康法。これで楽しく年齢相応に元気に暮らしている。